

系列会社の考え方について

西海市

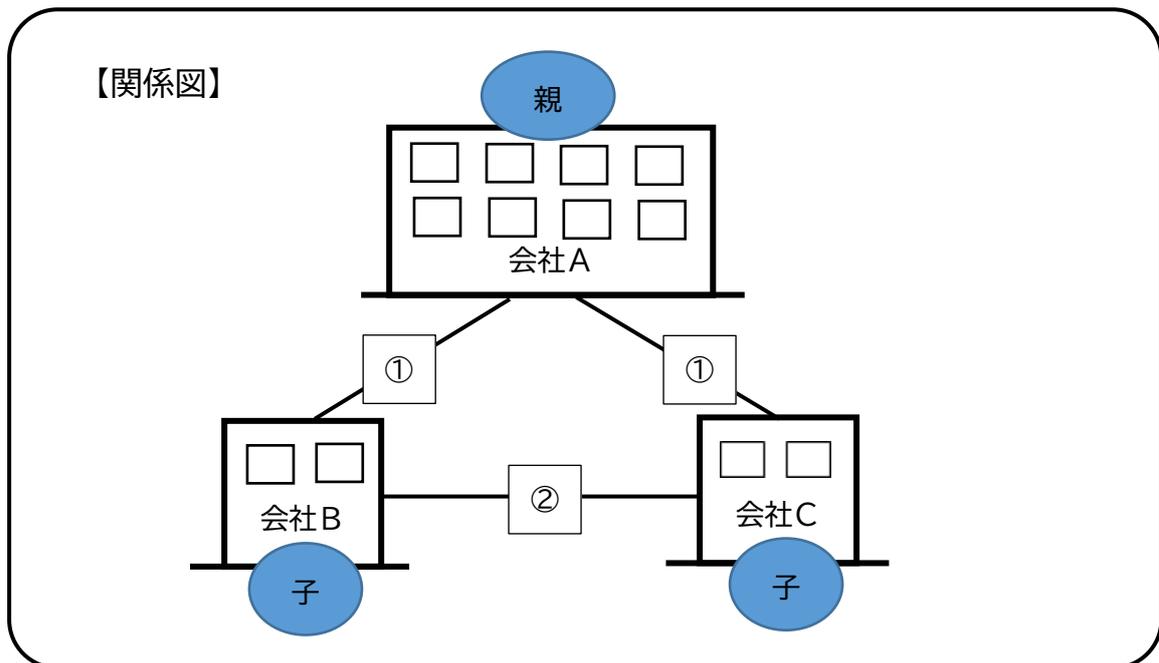
○資本的關係

① 親会社と子会社にある關係

会社Aは、会社B、会社Cの総株主の議決権の過半数を保有している。

② 親会社を同じくする子会社同士の關係

会社B、会社Cは、親会社である会社Aが同じ。



親会社・子会社の定義

・会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

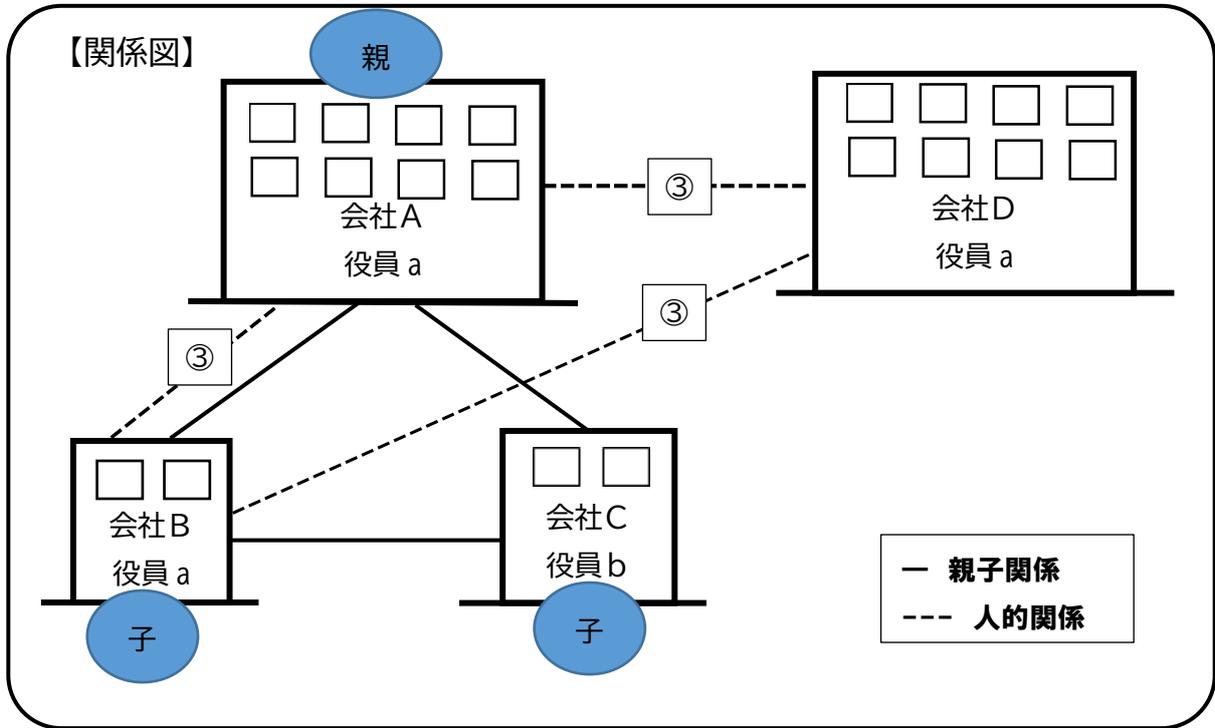
3 子会社 会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

4 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

○人的関係

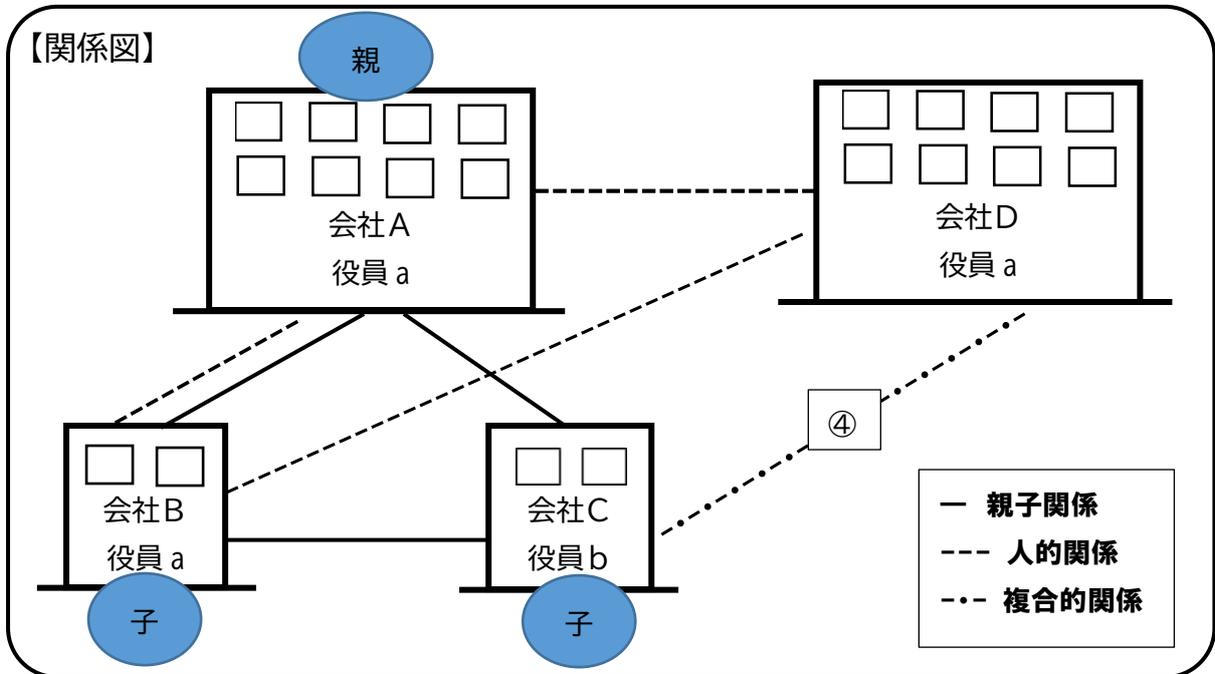
③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

※「監査役」、「執行役員」は、役員に該当いたしませんので、ご注意ください。



○複合的關係

④ 「資本的關係」、「人的關係」が複合して該当する二者以上のもの。



※①～④に該当する関係がある会社同士は、同一の入札に参加できません。

J V構成員について

一方のJ V構成員と他方のJ V構成員に資本関係又は人的関係、複合的關係がある場合、同一の入札に参加できません。

※しかし、J V構成員内であれば、資本的關係又は人的關係、複合的關係がある場合でも、構成することはできます。

